

秋吉台国際芸術村

参考資料

令和8年9月

山口県観光スポーツ文化部 文化振興課

目 次

参考資料 1	文化事業の実施状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
参考資料 2	使用申込等の基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
参考資料 3	施設の利用状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
参考資料 4	芸術村の維持管理に係る想定業務・・・・・・・・・・	13
参考資料 5	収支決算・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18
参考資料 6	施設等の利用料金表・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
参考資料 7	利用料金の減額・減免の基準及びその状況・・・・・	24
参考資料 8	管理体制の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25
参考資料 9	リスク分担表・・・・・・・・・・・・・・・・・・	27
参考資料 10	施設賠償保険の加入状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・	30
参考資料 11	指定管理者個人情報取扱特記事項・・・・・・・・・・	31
参考資料 12	山口県芸術村条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・	34
参考資料 13	山口県芸術村規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・	46
参考資料 14	秋吉台国際芸術村 全体施設配置図・・・・・・・・・・	48

《参考資料1》

文化事業の実施状況

1 令和7年度実績

ジャンル	事業名	事業内容 (実施目的、内容、対象者、対象者の人数、 事業の特色等)	実施時期	参加者・観客 等の実績
1. やまぐちの文化力を育む環境づくり				
全ジャンル	芸術村鑑賞事業	幅広い世代が気軽に楽しめる多様なジャンルの鑑賞事業を開催 a. 秋吉台の響きコンサート b. クアルテット・インテグラ リサイタル第3弾 c. 秋吉台ミュージック・アカデミー・ガラ・コンサート d. 秋吉台ホルンスタジオ ガラ・コンサート e. 坂本龍一が見た風景 f. 秋吉台音楽コンクール山口県知事賞記念コンサート Vol.3 g. 秋吉台音楽コンクール山口県知事賞記念コンサート Vol.4 h. 秋吉台芸術祭 組曲「山頭火」 舞台プログラム i. 秋吉台芸術祭 組曲「山頭火」 展示プログラム j. 秋吉台トランペットキャンプ ガラ・コンサート	a. 4月26日 b. 5月24日 c. 8月11日,8月17日 d. 8月2日 e. 8月31日 f. 9月23日 g. 12月21日 h. 1月25日 j. 1月27日～2月8日 j. 3月20日	a.146 b.61 c.186 d.99 e.228 f.87 g.63 h.129 i.91 j.56
	秋吉台映画村	幅広い年齢層を対象にした映画を定期上映	第16回 6月14日 第17回 2月15日	第16回 79 第17回 69
	芸術村お泊りコンサート	宿泊・観光付きコンサート a.山口の絶景・紅葉堪能ツアー b.山頭火巡り	a 11/22～11/24 b 1/24～1/25	a 0 b 0
	おでかけアート	芸術村ゆかりの芸術家が県内各地を訪問し、体験講座や演奏活動やワークショップ、作品展示等を実施 a.芸術村おでかけ楽器講習会 b.芸術村おでかけ音楽教室	a. 9/10、9/13、9/19、 9/20、9/22、10/15、 10/25、10/29、11/4、 11/5、11/7、11/8、 1/14、1/17、1/28、 2/2、2/5、2/6、2/9 b. 9/17、9/25、11/6、 11/20	a 148 b 399
	子育て世帯の経済的負担の軽減	施設利用料・入場料の減額 ・無料託児サービス ・こどもファストトラック	通年	0

2 やまぐちの文化力を創る人づくり				
音楽	秋吉台音楽コンクール	県内外の若手演奏家等を発掘・育成するためのコンクール。審査員による県内高校生対象のミニ講習会等を実施予定 a. 弦楽器部門 b. サクソフォーン部門	a. 4月23日～25日 b. 3月23日～26日	a 333 b 582
	芸術村音楽セミナー	a.室内楽セミナー「秋吉台の響き2026」 b.秋吉台ミュージックアカデミー	a.4月26日～4月29日 b.8月6日～8月22日	a 396 b 144
	楽器クリニック	a.秋吉台ホルンスタジオ ホルンを学ぶ学生・生徒、若手演奏家を対象としたセミナー b.秋吉台トランペットキャンプ トランペットを学ぶ者のセミナー	a. 8月24日～27日 b. 3月23日～26日	a 49 b 33
全ジャンル	やまぐちアーティスト支援	山口県ゆかりの若手芸術家による芸術村での舞台公演、滞在制作、展示発表等を支援 a.Livw Music & Contemporary Ballet めぐる in 山口(糸原聖美) b.ARTってナニ？芸術ってナニ？展(小清水宏祐)	a.8月2日 b.2月15日～2月28日	a. 83 b. 403
	秋吉台芸術祭	組曲「山頭火」 a.舞台プログラム b.展示プログラム	a. 1月25日 b. 1月27日～2月8日	a.129(再掲) b.91(再掲)
	文化芸術団体支援	美祿市内の文化芸術団体を対象に、芸術村での活動発表や展示会等の活動を支援 a.第13回ふみの会 b.angelic Shout! 全員集合ライブ 2025『Rejoice』～いっしょに よろこぼう！～	a 6月1日 b 7月5日	a.159 b.230
	まるごと芸術村	Mチャレ 映画作りを体験しよう！	a. 6月14日 b.:6月22日	a.17 b.17
全ジャンル	大学連携事業	a.山口市旧市庁舎プロジェクト b.デルフィーヌ・ピュイエ&フレンチエスカ・レロイ による山口大学講義	a.5月23日～6月1日 b.12月12日	a.4119 b.23
	高等学校連携事業	楽器講習会	12月14日、1月12日	23
	小中学校連携事業	芸術村おでかけアート教室	9月17日、25日 11月6日、20日	399(再掲)
	幼稚園・保育所連携事業	ポスコン?!2026	1月12日～2月8日	101 (アートルーム dの内数)
全ジャンル	こども芸術体験	レジデンスアーティストによる子供向けワークショップ	3月7日～3月8日	11 (アートフェスティバル内数)
	アートルームin芸術村	次の事業等を実施 a. 木エワークショップ b. 音楽体験ワークショップ c. ポストカード島第12弾 e. ポスコン?!2026	a.8月3日 b.11月24日 c.11月24日 d.1月11日～2月8日	a.41 b.17 c.80 (アートフェスティバル内数) d.1325

3 やまぐちの文化力を活かした交流の拡大				
全ジャンル	みんなの芸術村 芸術村アートフェスティバル	美祢市、市文化連盟を協働して、地元の文化芸術団体の作品展示や舞台発表のほか、参加団体間の交流を実施 a.舞台部門 b.展示部門	a.3月7日～3月8日 b.3月7日～3月15日	a.522 b.579
全ジャンル	文化芸術を通じた国際交流	レジデンスアーティストによるワークショップ a.Let's Improvise!即興しよう！ b.Roll,Press,Print!ころがして、おして、プリント！	a.11月24日 b.11月24日	a.17(再掲) b.18
全ジャンル	芸術村フェスティバル	芸術村の利用促進につなげるため、施設全体を活用。文化芸術団体等による気軽に楽しむイベントを実施 「芸術村が贈る、とっておきの秋」 a.プレコンサート b.メインイベント	a.11月23日 b.11月24日	a. 30 b. 300
	アーティスト・イン・レジデンス	国内外の若手芸術家の滞在型活動(1ヶ月程度)を支援するとともに、県民・市民との交流活動を実施 a.フランチェスカ・レロイ b. デルフィーヌ・ビュイエ c.泰然+きみきみよ d.城戸保	a.11月17日～12月17日 b.11月17日～12月17日 c.2月20日～3月22日 d.2月21日～3月7日	a.19 b .12 c.47 d. 18
	秋吉台コンクール	美祢市、美祢市観光協会と連携し、秋吉台をテーマとした作品を募集・表彰。	1月10～2月8日	247 (ポスコンの内数)
4 情報提供				
	文化情報発信	各種広報媒体、芸術村ギャラリー等を利活用し、年齢層や地域などのターゲットに応じて効果的な情報発信を強化。	通年	-
合計	事業数 (58) 本			11,380

2 令和6年度実績

ジャンル	事業名	事業内容 (実施目的、内容、対象者、対象者の人数、 事業の特色等)	実施時期	参加者・観客 等の実績
1. やまぐちの文化力を育む環境づくり				
全ジャンル	芸術村鑑賞事業	幅広い世代が文化芸術に気軽に触れることができるよう、多様なジャンルの鑑賞事業を実施 a.秋吉台の響きコンサート b.季節のひととき「ランチタイムコンサート」 c.秋吉台ミュージックアカデミー・ガラ・コンサート d.秋吉台ホルンスタジオ・ガラ・コンサート e.クアルテット・インテグラ リサイタル第2弾 f.展覧会「未来への回帰線」 g.同 守章アーティスト・トーク h.秋吉台で聞くルイジ・ノーノの革新－ i.くるみ割り人形×Saxophone Boys ～サクソフォン五重奏の魅力～ j.吉開菜央 & 小田香Talk & Movie k.秋吉台音楽コンクール山口県知事賞記念コンサート l.Bach Artists Japan匠匠トランペットセミナースペシャルコンサート	a.4/26 b.6/16,6/24 c.8/11 d.8/25 e.9/14 f.10/26～11/4 g.10/26 h.11/3 i.12/7 j.1/25 k.2/22 l.3/23	a 174 b 188 c 112 d 123 e 84 f 448 g 6 h 34 I 166 j 27 k 93 l 61
全ジャンル	芸術村映画村	幅広い年齢層を対象にした映画を定期上映	5/3、7/13、9/28	229
音楽	芸術村お泊りコンサート	宿泊・観光付きコンサート	9/14	5
	季節のひとときコンサート	レストランでのランチタイムコンサート	6/16、6/24	188(再掲)
全ジャンル	まるごと芸術村	地元出身の芸術家が学校や地域において活動発表や地元の皆様へのメッセージを発信 ・Mチャレ！「映画づくりを体験しよう！」	10/14,12/15	28
	芸術村おでかけアート	芸術村ゆかりの芸術家が県内各地を訪問し、体験講座や演奏活動やワークショップ、作品展示等を実施 a 出張ポストカード島 b 楽器講習会(高等学校連携事業で後掲) c きらめき音楽教室(小中学校連携事業で後掲)	a. 11/17 b. 後掲 c. 後掲	a 51 b 145(再掲) c 1219(再掲)
	子育て世帯の経済的負担の軽減	子どもと一緒に文化事業を親しむことができるよう子育て世帯の経済的負担を軽減	通年	0

2 やまぐちの文化力を創る人づくり				
音楽	秋吉台音楽コンクール	県内外の若手演奏家等を発掘・育成するためのコンクール。審査員による県内高校生対象のミニ講習会等を実施予定 a. 弦楽四重奏部門 b. テューバ部門	a. 4/23～4/25 b. 9/5～9/8	a 290 b 313
	室内楽セミナー「秋吉台の響き」	初心者からプロを目指すマスタークラスまで、幅広い演奏家を対象としたセミナー。講師によるコンサートも実施。	4/26～4/29	387
	秋吉台ミュージックアカデミー	演奏家を目指す学生、若手演奏家等を対象にしたセミナー。講師等によるガラコンサートも実施	8/6～8/21	110
	楽器クリニック	a.ホルンを学ぶ学生・生徒、若手演奏家を対象としたセミナー。講師によるワークショップ、ガラ・コンサートを実施 b.トランペットを学ぶ者のセミナー	a. 8/24～8/28 b. 3/22～3/26	a 53 b 44
全ジャンル	やまぐちアーティスト支援	山口県ゆかりの若手芸術家による芸術村での舞台公演、滞在制作、展示発表等を支援 a.鈴木啓二郎報告会 b.「今、音がワドル白昼夢。」 c.三上翼ピアノリサイタル d.音楽物語 ピアノと語る源氏物語	a.11/2 b. 11/10 c.3/1 d.3/15	a 7 b 23 c 216 d 113
	秋吉台芸術祭	合唱祭(芸術村アートフェスティバル同時開催)	6/16	800 (再掲)
	文化芸術団体支援	美祢市内の文化芸術団体を対象に、芸術村での活動発表や展示会等の活動を支援 a.CARMENみんな舞台に集まれ”カルメンと共演” b.第12回ふみの会 c.いけばな池坊展 d.オカリナフェスティバル’24	a 5/18 b 5/19 c 6/1～6/2 d 10/6	a 107 b 152 c 782 d 250
全ジャンル	大学連携事業	a.東亜大学芸術学部「子供たちと五感を使って感じ、表現する音楽とアートの世界」ワークショップ b.東亜大学芸術学部「子供たちと五感を使って感じ、表現する音楽とアートの世界」コンサート	10/7	a.60 b.86
	高等学校連携事業	・楽器講習会	通年	145
	小中学校連携事業	きらめき音楽教室	通年	1219
	幼稚園・保育所連携事業	幼児教育者対象の講習会・ワークショップ等を実施	1/12～2/9	147
全ジャンル	こども芸術体験	こどもも参加できるワークショップを実施 a.ねんどでつくる、わたしのきょうりゅう b.あわてんぼうのサクソフォンボーイズがやってきた	a.10/19 b.12/7	a.42 b.87
	あーとルームin芸術村	次の事業等を実施 a. あーとルームワークショップ ストーンアートチャレンジ!! b. 自然素材で作るアニマルジオラマ c. ポストカード島第11弾 d. ポスコン?!2025授賞式 e. ポスコン?!2025	a. 10/20 b. 12/14 c. 11/24 d. 1/12 e. 1/12～2/9	a 15 b 33 c 48 d 113(再掲) e 1227

3 やまぐちの文化力を活かした交流の拡大				
全ジャンル	みんなの芸術村	美祢市民との連携による交流促進 (芸術村アートフェスティバルと合体)		
	芸術村アートフェスティバル	美祢市、市文化連盟を協働して、地元の文化芸術団体の作品展示や舞台発表のほか、参加団体間の交流を実施 a.舞台部門 b.展示部門	a.3/8~3/9 b.3/8~3/16	a.572 b.494
全ジャンル	文化芸術を通じた国際交流	日本文化体験講座 外国人住民のための筆文字講座	11/10	4
全ジャンル	芸術村フェスティバル	芸術村の利用促進につなげるため、施設全体を活用。文化芸術団体等による気軽に楽しむイベントを実施	6/16	800
	アーティスト・イン・レジデンス	国内外の若手芸術家が芸術村で滞在。若手芸術家が滞在中に地域住民にイベントを実施 a.オйкаワワタル(日本) b.ジュリア・フォレスト(米国) c.ジュリア・フォレスト(米国) d.フランク・タン(香港) e.リヨン・ミー・ピン(香港)	a. 5/1~6/1 b. c.1/10~2/11 d.2/10~3/10 e.2/12~3/13	a.22 b .8 c.17 d. 4 e. 8
	秋吉台コンクール	美祢市、美祢市観光協会と連携し、秋吉台をテーマとした作品を募集・表彰。	1/12	174(再掲)
4 情報提供				
	文化情報発信	各種広報媒体、芸術村ギャラリー等を利活用し、年齢層や地域などのターゲットに応じて効果的な情報発信を強化。	通年	-
合計	事業数 (35) 本			9,714

3 令和5年度実績

ジャンル	事業名	事業内容 (実施目的、内容、対象者、対象者の人数、 事業の特色等)	実施時期	参加者・観客 等の実績
1. やまぐちの文化力を育む環境づくり				
全ジャンル	鑑賞事業	幅広い世代が文化芸術に気軽に触れることができるよう、多様なジャンルの鑑賞事業を実施 a. 開村25周年記念NHK交響楽団金管五重奏 b. ミュージックアカデミー・ガラ・コンサート c. 秋吉台ホルンスタジオ・ガラ・コンサート d. 開村25周年 秋吉台の軌跡コンサート e. 秋吉台の軌跡since1998 f. 開村25周年記念組曲「香月泰男」コンサート g. 開村25周年記念カルテット・インテグラ弦楽四重奏コンサート h. 秋吉台音楽コンクール入賞者コンサート i. カービングタカ展覧会	a 5/27 b 8/11 c 8/26-27 d 9/3 e 9/3-10 f 11/4 g 12/16 h 2/12 i 4/8-4/16	a 126 b 82 c 176 d 43 e 151 f 250 g 83 h 69 I 館内各所展示のため、未カウント
全ジャンル	芸術村映画祭	幅広い年齢層を対象にした映画を定期上映	a 7/15 b 8/5 c 9/7 d 10/4 e 11/9 f 12/7 g 3/17	a 71 b 29 c 36 d 35 e 51 f 25 g 77
落語	秋吉台落語村	美祢市と連携して”未来の真打”の若手落語家のミニ定期公演を開催。 若手落語家と地元との交流を進め、地域ぐるみで育てる取組を推進	a 4/16 b 5/22 c 6/5 d 7/26 e 10/26 f 11/27 g アウトリーチ全16回	a 26 b 56 c 14 d 19 e 20 f 7 g 903
音楽	クリスマスディナーコンサート	泊りがけで、深夜の静寂で音楽を鑑賞	なし	0
	春(夏秋冬)のひとときコンサート	レストラン(宿泊棟内)でのランチタイムコンサート	なし	0
全ジャンル	まるごと芸術村	文化庁事業による地域における子供たちを対象とした伝統文化の体験事業 a 唄語日和～ウタカタビヨリ～ b 唄語日和～ウタカタビヨリ～ ワークショップ	9/16	a 76 b 49
	芸術村おでかけアート	〈出張ポストカード島〉 芸術村ゆかりの芸術家が県内各地を訪問し、体験講座や演奏活動やワークショップ、作品展示等を実施	10月29日	30
	子育て支援	子どもと一緒に文化事業を親しむことができるよう子育て世帯の経済的負担を軽減	通年	0

2 やまぐちの文化力を創る人づくり				
音楽	秋吉台音楽コンクール	県内外の若手演奏家等を発掘・育成するためのコンクール。審査員による県内高校生対象のミニ講習会等を実施予定 a. 弦楽器部門 b. コントラバス部門	a 4/25-27 b 12/1-3	a 186 b 128
	室内楽セミナー「秋吉台の響き」	初心者からプロを目指すマスタークラスまで、幅広い演奏家を対象としたセミナー。	4/27-30	152
	秋吉台ミュージックアカデミー	演奏家をを目指す学生、若手演奏家等を対象にしたセミナー。講師等によるガラコンサートも実施	8/6-24	75
	楽器クリニック	ホルンを学ぶ学生・生徒、若手演奏家を対象としたセミナー。講師によるワークショップ、ガラ・コンサートを実施	8/25-31	50
全ジャンル	やまぐちアーティスト支援事業 吉開菜央新作映画制作	山口県ゆかりの若手芸術家による芸術村での舞台公演、滞在制作、展示発表等を支援	1/21-24	12
	秋吉台芸術祭	開村25周年記念として、組曲「香月泰男」コンサートを実施	11/4	229
	文化芸術団体支援	美祢市内の文化芸術団体を対象に、芸術村での活動発表や展示会等の活動を支援 a Feminine chorさくら3rdコンサート b 第11回ふみの会 c 美祢市華道協会10周年記念いけばな展 d カルメンとオペラの仲間たち e 秋吉台オカリナフェスタ'23	a 5/14 b 6/4 c 6/24-25 d 7/1 e 10/15	a 224 b 140 c 493 d 60 e 141
全ジャンル	大学との連携	芸術分野の学部・学科・コースを有する山口大学、東亜大学、山口芸術短期大学と協働で、芸術人材の育成を図るプロジェクトを実施 a デザインコンペ2023 b 日中韓国際交流美術展	a 10/7-15 b 10/17-19	a 264 b 87
	高等学校との連携	県高等学校文化連盟と連携し、学校でのクラブ活動等を支援 a クアルテット・インテグラ アウトリーチ b 高校生のための写真講習会	a 12/17 b 1/27-28	a 22 b 23
	小中学校との連携	きらめき音楽教室、おでかけ秋吉台落語村等を実施	通年	1193 (内再掲193)
	幼稚園・保育所との連携	幼児教育者対象の講習会を実施 ポスコン?!2024	通年	162 (※再掲)
全ジャンル	こども芸術体験	ワークショップを実施 ○きょうはどうくつ体験家！	10/7	17
	あーとルーム	a はじめての彫金体験 b 身体ワークショップ c ポストカード島 第10弾 d 「ポスコン?!2024」表彰式 e ポスコン?!2024	a 6/3 b 10/8 c 11/12 d 1/7 e 1/7-2/4	a 19 b 8 c 14 d 92 e 971

3 やまぐちの文化力を活かした交流の拡大				
全ジャンル	みんなの芸術村 (芸術村アートフェスティバル 2024舞台部門)	「私たちの芸術村」という意識を醸成し、芸術村を身近で利用しやすくするため、美祢市や市内の文化団体等と連携し、芸術村において発表会・展示会などを実施	舞台:3/9-10	479
	芸術村アートフェスティバル (芸術村アートフェスティバル 2024展示部門)	美祢市、市文化連盟を協働して、地元の文化芸術団体の作品展示や舞台発表のほか、参加団体間の交流を実施	展示:3/9-17	320
全ジャンル	民族音楽と食の交流会 外国人のための絵手紙講座	国際交流協会、美祢市生改連と連携し、地元住民と食を通じて交流し、民族音楽の鑑賞などで交流。	11/26	11
全ジャンル	芸術村フェスティバル	芸術村の利用促進につなげるため、施設全体を活用し、公1事業(県民活動)と連携して、村内各施設を巡回しながら文化芸術団体等による発表、展示、ワークショップなどを気軽に楽しむイベント	6/18	800
全ジャンル	学校作品展	芸術村の各種行事等で制作された児童生徒学生の作品などを展示	1/7-2/4	465 (※再掲)
	アーティスト・イン・レジデンス	国内外の若手芸術家の芸術村での滞在型創作活動を支援するとともに、滞在中における芸術家と地域との交流プログラムを実施 a ドロレス・ド・サド(イングランド) b アイザック・イマニュエル(アメリカ) c ステュアート・グリーンバーム (オーストラリア) d (※中止)トゥ・キム・ヴィ(ベトナム)	a 9/19-10/19 b 10/1-31 c 10/23-11/12 d 3/1-30(※中止)	21
	秋吉台コンクール	美祢市、美祢市観光協会と連携し、秋吉台をテーマとした写真、映像、絵画、音楽などの作品を県内外から募集・表彰し、表彰者に対して芸術村を中心とした県内での活動を支援。	1/7	645 (※再掲)
4 情報提供				
	情報発信	各種広報媒体、芸術村ギャラリー等を利活用し、年齢層や地域などのターゲットに応じて効果的な情報発信を強化。	通年	-
合計	事業数 29本			8,704

《参考資料2》

使用申込等の基準

1 使用申込の受付

使用申込は、開館日の午前 9 時から午後 5 時までに、施設の使用許可申請書により申し込むものとし、先着順に受付を行っています。

2 使用許可申請書の受付期間

施設名	受付期間
コンサートホール パフォーマンスステージ 野外劇場、ギャラリー、研修室	使用しようとする日の 6 月前から前日まで。ただし、公演のための使用については、使用しようとする日の 6 月前から 1 月前まで
練習室、スタジオ、暗室	使用しようとする日の 3 月前から前日まで
楽屋、主催者控室	上記に掲げる施設と併用する場合は、当該併用する施設と同一期間
宿泊室	上記に掲げる施設と併用する場合は、当該併用する施設と同一期間。その他の場合は、使用しようとする日の 6 月前から前日まで

3 施設の連続使用期間

施設名	期間
練習室、スタジオ、宿泊室	3月以内
ギャラリー	1月以内
その他の施設	6日以内

4 利用料金の納入

施設の利用料金は請求書発行後 20 日以内に、器具及び電気設備の利用料金は、使用当日に徴収しています。

5 利用料金の還付

既に納入された利用料金は還付しません。ただし、次のいずれかに該当するときは、還付することができます。

- ① 天災など使用者の責めに帰すことができない理由により使用できないときは、全額を還付する。
- ② 使用日の 6 月前までに許可事項の変更又は使用の取消を申し出たときは、全額を還付する。
- ③ 使用日の 1 月前までに許可事項の変更又は使用の取消を申し出たときは、半額を還付する。

《参考資料3》

施設の利用状況

○ 利用実績の推移

		R5 年度	R6 年度	R7 年度
本館棟平均利用率 (%)		45.6	41.3	50.6
内 訳	コンサートホール	49.1	44.7	54.4
	研修室	52.9	45.8	53.2
	スタジオ	43.0	38.9	48.9
	ギャラリー	39.2	40.8	51.3
宿泊室利用率 (%)		20.7	18.1	20.2
利用者数 (人)		20,408	35,752	39,486
文化事業本数 (本)		29	35	53
アーティスト・講師 (人)		374	447	495
うち海外アーティスト・講師		12	33	9
参加者・受講者数 (人)		5,304	4439	2,627
観客数 (人)		4,703	5,315	8,838
レジデンス応募者数 (人)		24	9	25
(応募国数)		(14)	(5)	(14)
貸館事業申請件数 (件)		869	959	762
(都市公園使用許可件数)		(0)	(2)	(1)

※1 利用率・・・利用日数(施設を1日のうち1回以上利用した日数)/利用可能日数

※2 利用者数・・・文化事業の実施によるアーティスト・講師、参加者・受講者、観客の人数
及び貸館事業等の利用者数、施設見学者数、食堂利用者数、その他来館者数

※3 アーティスト／講師・・・文化事業により来村したアーティスト・講師の人数

※4 参加者・受講者数・・・文化事業に参加・受講した人数

※5 観客数・・・文化事業の観客数

※6 レジデンス応募者数・・・アーティスト・イン・レジデンス事業に応募した芸術家の人数

※7 貸館事業申請件数・・・使用許可申請件数

《参考資料4》

芸術村の維持管理に係る想定業務

番号	業務名	概要・対象施設等	業務内容	実施回数等	留意事項
1	屋内清掃業務	一般事項	必要な数の作業員を指定時間において常駐させる。 。定期清掃は、別途必要な作業員を配置すること。		・清掃業務に使用する器具（掃除機・モップ等）、資材（薬剤、ワックス等）及び消耗品類（トイレトペーパー、手洗い石鹸等）は、委託業者が調達するものとする。
		作業内容	（清掃）床掃除、衛生器具洗浄、ユニットバス薬剤洗浄、茶殻・ゴミ処理、手すり水拭き、エレベーター内清掃、アプローチ等清掃、照明器具・窓ガラス等清掃		
			（害虫駆除）「建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項第7号」の業務（害虫駆除）を法令に基づき実施する。		
			（ゴミの搬送等）所定の場所へ出されたゴミ及び湯沸室の茶殻等を収集後、指定のゴミ集積場所へ搬送し、不可燃物の選別を行う。		
		コンサートホール・宿泊室等	日常清掃	1回/2日	
			定期清掃（ワックス塗布等）	1回～2回/年	
		共用部分	日常清掃	1回/2日	
			定期清掃（ワックス塗布等）	1回～2回/年	
		窓ガラス	定期清掃（専用洗剤洗浄等）	1回/年	
		害虫駆除	薬剤による害虫駆除	2回/年	
		ゴミの搬送等	可燃物、不燃物等の収集・搬送	毎日	
2	屋外清掃業務	一般事項	必要な数の作業員を指定時間において常駐させる。 対象区域は、本館棟、宿泊棟（屋内は除く。）及び都市公園施設（中央広場、外来駐車場、排水路、園路、植栽、用水地、調整池）並びにこれらの周辺区域とする。	8:30～17:15 作業日/週4日	・業務の実施に当たって必要な用具は受託者が調達するものとし、これに要する費用は、借上料として支払う。
		作業内容	（日常業務）清掃、除草、樹木及び中央広場花壇の草花への灌水		
			（定期業務）樹木の管理（剪定、施肥及び薬剤散布）、草刈り、中央広場の花壇の管理（除草、施肥）、池及び水路の清掃		
3	舞台・音響・映像・照明設備管理業務	一般事項	技術員1名を常駐とする。公演等の内容により、非常駐技術員2名が必要となる。	8:30～17:15 （利用状況により調整） 4週20日	（参考）非常駐技術員の令和7年度実績（2人）
		対象施設	コンサートホール、研修室、パフォーマンスステージ、野外劇場、その他附属施設		
		業務内容	①対象施設において舞台機構・音響・映像照明設備並びに附属設備の操作及び管理		
			②公演、練習、会議等における機材（楽器を含む）等の仕込み、撤収作業及び運営における安全管理		
			③利用者等との打ち合わせにおいて、技術的な助言及び援助を行う。		
			④その他運営上必要が生じたときに協議して定める業務		

番号	業務名	概要・対象施設等	業務内容	実施回数等	留意事項
4	舞台機構設備 定期保守点検 業務	コンサートホール 等の舞台機構設 備を良好かつ安 全な状態に保つ ため、技術員を派 遣し、点検等を行 い、業務報告書を 提出。	舞台機構設備を正常に維持管理 するため、電気事業法、消防法、 建築基準法及びその他関係法令 を遵守し、的確かつ迅速に点検、 測定、調査等の業務を実施する。	年4回	
5	舞台照明設備 定期保守点検 業務	コンサートホール 、研修室等の舞台 照明設備を良好 かつ安全な状態 に保つため、技術 員を派遣し、点検 等を行い、業務報 告書を提出。	舞台照明設備を正常に維持管理 するため、電気事業法、消防法、 建築基準法及びその他関係法令 を遵守し、的確かつ迅速に点検、 測定、調査等の業務を実施する。	年1回	
6	機械警備業務	夜間又は無人時 の防犯、防災。警 備基準時間は、2 2:00から翌日8:3 0まで。ただし、年 末年始の休館日 は24時間とする。	①火災、盗難の異常事態の感知 ②事故確知時における関係先へ の通報・連絡③警備実施事項の報 告	毎日	
7	設備運転監視 保全業務	一般事項	1名の技術員を常駐させること。	8:30～17:15 (催物があるとき は23:00まで)	・受託者は、建 築物における 衛生的環境の確 保に関する法律 第7条第1項の 規定による建 築物環境衛生 管理技術者免 状取得者を有 し、技術者は 電気関係及び 機械業務に精 通し、業務を 十分遂行でき る者であること 。
		電気設備、防災 設備、空調設備、 衛生設備その他の 設備の運転監視 業務及び保守管 理業務を関係法 令等に基づき行 うとともに、故障 の早期発見、事故 の未然防止に努 め、常に機器の性 能を良好に維持 するものとする。	①運転監視制御業務:別に定める「秋 吉台国際芸術村運転監視業務要 領」に基づき、各種設備機器類の 始動停止、適正運転の保持、運転 状態の監視、制御、操作、計測等 を行うものとする。	毎日	
			②保守管理業務:別に定める「秋 吉台国際芸術村設備管理要領」 に基づき、調整整備、測定等を行 うものとする。	毎日	
			③防災業務:防災設備の監視及び 各消防設備の点検、保守を実 施するとともに、火災予防及び初 期消火に万全を期するものとする 。	毎日	
			④記録等管理業務:日常及び定 期巡視点検記録、中央処理装置 に印字された資料、各機器の運転 日誌等の記載、保守管理に関する 業務及び関係図面、取扱説明書、 カタログ、工具類の保管管理業務 等を行い、関係法令に基づく届出 、報告書等の提出書類を作成し提 出するものとする。	毎日	
			⑤ビル管法に基づく業務: Ⅰ 建築物環境衛生管理技術者とし ての業務を行う。 Ⅱ ビル管法に基づく建築物の空気 環境及び残留塩素の測定等を実 施する。 Ⅲ ビル管法に基づく貯水槽及び 排水槽の清掃を実施する。	毎日	

番号	業務名	概要・対象施設等	業務内容	実施回数等	留意事項
7	設備運転監視 保全業務	電気設備、防災設備、空調設備、衛生設備その他の設備の運転監視業務及び保守管理業務を関係法令等に基づき行うとともに、故障の早期発見、事故の未然防止に努め、常に機器の性能を良好に維持するものとする。	⑥鍵の管理及び施錠業務：点検及び緊急時に必要な鍵を事務室内に設置するので、保管管理をするとともに、施設内の必要な箇所の施錠、消灯業務を行い、機械警備のセット解除を行うものとする。	毎日	
			⑦その他の業務：小修繕、応急措置、電球の取り替え等の業務、電気・水道等エネルギーの節減管理及び各設備機器の関連委託工事等の立会等を行うものとする。	毎日	
8	自家用電気工作物保安管理業務	自家用電気工作物を良好かつ安全な状態に保つため、技術員を派遣し点検、測定、試験等を行い、報告書を提出。	施設内に設置された受電設備、構内電線路、非常用予備電源装置等の自家用電気工作物を正常に維持管理するため、電気事業法その他関係法令を遵守し、点検、測定、試験等を行う。	月次点検及び年次点検等	
9	非常用発電機設備定期保守点検業務	発電機設備を良好かつ安全な状態に保つため、技術員を派遣し点検等を行い、業務報告書を提出。	施設内に設置された発電機設備を正常に維持管理するため、電気事業法、消防法、建築基準法その他関係法令を遵守し、維持管理、点検、測定、調査等を行う。	日常点検及び年次点検	
10	特定電気設備定期保守点検業務	各種の電気設備を良好かつ安全な状態に保つため、技術員を派遣し点検を行い、業務報告書を提出。	施設内に設置された各種の電気設備を正常に維持管理するため、電気事業法、消防法、建築基準法その他関係法令を遵守し、点検、測定、調査、報告を行い、事故、障害などの未然防止に努め、常に機器の性能を良好に維持するものとする。	直流電源設備／年2回 自火報・防排煙設備／年1回 非常放送設備／年1回 誘導灯設備／年1回 電話設備／年1回	
11	特定機械設備定期保守点検業務	熱源、空調、衛生、自動制御、消防用設備を良好かつ安全な状態に保つため、技術員を派遣し点検等を行い、業務報告書を提出。	施設内に設置された熱源、空調、衛生、自動制御、消防用設備を正常に維持管理するため、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、消防法、建築基準法その他関係法令及び建築保全業務共通仕様書を遵守し、維持管理、点検、測定、調査等を行う。	熱源設備／年2回 空調設備／年1回 衛生設備／年1回 自動制御設備／年1回 消防用設備／年2回	
12	昇降機設備定期保守点検業務	昇降機設備(3基)を良好かつ安全な状態に保つため、技術員を派遣し点検等を行い、業務報告書を提出。	施設内に設置された昇降機設備(3基)を正常に維持管理するため、電気事業法、消防法、建築基準法その他関係法令を遵守し、維持管理、点検、測定、調査等を行う。	毎月1基1回以上	

番号	業務名	概要・対象施設等	業務内容	実施回数等	留意事項
13	自動開閉機設備定期保守点検業務	自動開閉機設備(6基)を良好かつ安全な状態に保つため、技術員を派遣し点検等を行い、業務報告書を提出。	施設内に設置された自動開閉機設備(6基)を正常に維持管理するため、電気事業法、消防法、建築基準法その他関係法令を遵守し維持管理、点検、測定、調査等を行う。 ①装置各部の点検、調整 ②開閉速度、クッション作動異常の有無の点検、調整 ③装置の装備品の点検、調整 ④装置のセンサーの検知状態の点検、調整 ⑤オイル漏れの有無の点検 ⑥ドアがサッシにあたっていないか、擦れていないかの点検、調整 ⑦消耗度の著しい部品はないか点検	年2回	
14	汚水処理設備定期保守点検業務	汚水処理設備(1基)を良好かつ安全な状態に保つため、技術員を派遣し、点検等を行い、業務報告書を提出。	施設内に設置された汚水処理設備(1基)を正常に維持管理するため、電気事業法、瀬戸内海環境保全特別措置法、水質汚濁防止法、浄化槽法、建築基準法その他関係法令を遵守し、維持管理、点検、測定、調査等を行う。	毎月4回以上	
15	グランドピアノ(スタインウェイ)保守点検業務	スタインウェイピアノを良好な状態に保つため、点検等を行う。	備え付けのスタインウェイピアノを正常に維持管理するため、的確な管理、点検、調整等の業務を実施する。必要のあるときは調律を行う(随時)。	年1回	スタインウェイグランドピアノD型 :1台
16	グランドピアノ(ヤマハ)等保守点検業務	ピアノを良好な状態に保つため、点検等を行う。	備え付けのグランドピアノ(ヤマハ)及びアップライトピアノ(カワイ)を正常に維持管理するため、的確な管理、点検、調整等の業務を実施する。必要のあるときは調律を行う(随時)。	年1回	ヤマハグランドピアノ(S6:1台, C5:1台, G2:1台) カワイアップライトピアノ7台
17	レーザー機器定期保守点検業務	レーザーを良好な状態に保つため、技術員を派遣し、点検等を行い、報告書を提出。	設置されたモニュメントレーザーを正常に維持管理するため、的確な管理、点検、調整等を行う。	年4回	
18	レストラン業務	利用者に対する食事の提供を行うため、調理士を常駐させ調理等を行う。	利用者に対する食事の献立作成、材料の購入、調理及び提供、委託業務に関連する生ゴミ及び廃油処理、厨房及びレストランの衛生管理、施設設備の保全	7:00～20:00 (状況により短縮可) 定休日1日/週 (宿泊のある日を除く)	無償による業務委託方式、和洋食のカフェテリア方式
19	建物巡視・点検業務	利用者の安全を確保し、施設・設備が所定の性能と機能を保つための巡視・点検を行う。	建物内、建物主要施設・設備の日常巡視を行う。	毎日	
			建物施設・設備の定期点検を行う。	年1回	
			災害発生後等に、建物施設・設備の緊急点検を行う。	随時	

番号	業務名	概要・対象施設等	業務内容	実施回数等	留意事項
20	都市公園施設 巡視・点検業務	利用者の安全を確保し、施設・設備が所定の性能と機能を保つための巡視・点検を行う。	園内主要施設の日常巡視を行う。	毎日	
			遊歩道及び調整池の巡視を行う。	年2回程度	
			園内施設・設備の定期点検を行う。	年1回	
			災害発生後等に、園内施設・設備の緊急点検を行う。	随時	
21	特定建築物等の定期点検	特定建築物、建築設備、防火設備、昇降機	建築基準法第12条に基づき、損傷、腐食その他の劣化の状況の点検を行う。	特定建築物：3年に1回 特定建築設備：年1回	

※1 まとめて実施することができる業務については、まとめて実施することも可能。

※2 屋外清掃業務を業務委託する場合は、地元雇用確保等の観点から、現在の委託先である（公社）美称シルバー人材センターに業務委託することとします。

《参考資料5》

収支の状況

(単位:千円)

区分	R5	R6	R7	備考	
収入額	231,228	218,540	226,673		
内 訳	指定管理料収入	204,527	190,340	194,972	
	施設利用料収入	22,812	21,938	23,254	
	入場料収入	1,057	634	1,005	
	参加料収入	1,129	2,753	4,152	
	その他収入	1,703	2,875	3,290	助成金収入、友の会会費等
支出額	209,747	217,914	249,452		
内 訳	人件費	63,334	72,139	84,081	
	管理運営費(人件費除く)	106,840	110,290	122,751	
	光熱水料費	30,260	32,913	31,430	
	修繕費	9,889	10,415	25,092	
	委託料	47,691	47,656	47,497	
	その他運営費等	19,000	19,306	18,732	賃借料、消耗品費等
	文化事業費	39,573	35,485	42,461	会場使用料、委託費、旅費交通費等
収支差額	21,481	626	▲ 22,779		

《参考資料6》

施設等の利用料金表

1 施設

(単位:円)

施設の名称	入場料等の金額による区分	時 間 区 分				
		午前 9:00～ 12:00	午後 13:00～ 17:00	夜間 18:00～ 22:00	深夜 23:00～ 翌日8:00	延長料 (1時間)
コンサートホール	徴収しないか千円未満	7,330	11,100	14,600	16,500	3,660
	千円以上二千円未満	12,460	18,870	24,820	28,050	6,220
	二千円以上三千円未満	14,660	22,200	29,200	33,000	7,320
	三千円以上	18,320	27,750	36,500	41,250	9,150
パフォーマンス ステージ	徴収しないか千円未満	2,300	3,450	4,600	5,180	1,150
	千円以上二千円未満	3,910	5,860	7,820	8,800	1,950
	二千円以上三千円未満	4,600	6,900	9,200	10,360	2,300
	三千円以上	5,750	8,620	11,500	12,950	2,870
野外劇場	徴収しないか千円未満	3,350	5,020	6,700	7,530	1,670
	千円以上二千円未満	5,690	8,530	11,390	12,800	2,830
	二千円以上三千円未満	6,700	10,040	13,400	15,060	3,340
	三千円以上	8,370	12,550	16,750	18,820	4,170
大研修室	徴収しないか千円未満	2,080	2,820	3,550	4,000	880
	千円以上二千円未満	3,530	4,790	6,030	6,800	1,490
	二千円以上三千円未満	4,160	5,640	7,100	8,000	1,760
	三千円以上	5,200	7,050	8,870	10,000	2,200
小研修室	徴収しないか千円未満	1,250	1,670	2,080	2,350	510
	千円以上二千円未満	2,120	2,830	3,530	3,990	860
	二千円以上三千円未満	2,500	3,340	4,160	4,700	1,020
	三千円以上	3,120	4,170	5,200	5,870	1,270
練習室		300	410	510	610	130
スタジオ		730	930	1,250	1,400	300
ギャラリー		3,550	4,810	6,070	6,830	1,510
大楽屋		730	930	1,250	1,400	300
小楽屋		410	510	730	840	180
主催者控室		200	300	410	460	100
暗室		200	300	410	460	100

- 1 上記の施設利用料金には、消費税が含まれています。
- 2 上記の施設利用料金には、冷暖房料が含まれています。
- 3 午前・午後のように複数の時間区分を連続して利用する場合の利用料金は、各単位時間区分の利用料金の合計額とし、各単位時間区分の間が1時間ある場合は、その時間の利用料金も含まれます。ただし、22時～23時までと8時～9時までの1時間については、延長料と同じ額を加算します。
- 4 「入場料等」とは、入場料、会費、会場整理券、その他名称の如何を問わず、入場者から入場の対価として徴収するものであり、入場料に複数の徴収区分がある場合は、その最高額を適用します。
- 5 「延長料」とは、許可使用時間を超えて使用した部分に対する利用料金をいい、当該許可使用時間を超えて使用した時間に1時間未満の端数があるとき、又はその時間が1時間未満であるときは、その端数の時間は、1時間として計算します。
- 6 コンサートホール、パフォーマンスステージ、野外劇場、大研修室、小研修室、練習室、スタジオ、ギャラリー又は暗室を、次のように使用する場合、利用料金が半額になります。
 - (1) 児童、生徒若しくは学生（学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校の児童、生徒及び学生をいう。）が使用する場合
 - (2) 芸術の振興を目的とする公共的団体が営利若しくは宣伝を目的としない芸術に関する活動に使用する場合
- 7 コンサートホール、パフォーマンスステージ、野外劇場、大研修室、小研修室又はギャラリーを、準備のために使用する場合、利用料金が半額になります。
- 8 減額又は割増により、利用料金に10円未満の端数が生じる場合は、その金額は切り捨てとします。

宿泊室

(単位：円)

	室数	面積	定員	料金（1人当たり）		
				1人	2人	3人
大和室	16室	38.0㎡	3人	3,870	2,610	1,770
中和室	4室	30.5㎡	3人	3,350	2,200	1,560
小和室	8室	28.8㎡	3人	3,130	2,080	1,460
大洋室	4室	39.7㎡	2人	3,760	2,500	—
小洋室	4室	37.7㎡	2人	3,550	2,400	—

- 1 上記の施設利用料金には、消費税が含まれています。
- 2 上記の施設利用料金には、冷暖房料が含まれています。

2 舞台器具等

(単位:円)

番号	区分	舞台器具等の名称	単位	利用料金 (1回当たり)
1	舞台器具	フロア・バレエ用シート	枚	730
2		演台 (花台 2 台を含む)	台	620
3		指揮者台	台	300
4		指揮者用譜面台	台	100
5		演奏者用譜面台	台	80
6		譜面灯	台	50
7		演奏者用いす	脚	80
8		コントラバス奏者用いす	脚	120
9	音響器具	コンサートホール拡声装置 (固定)	式	3,970
10		研修室拡声装置 (固定)	式	1,460
11		屋外拡声装置 (移動)	式	2,610
12		ステージスピーカー	台	930
13		はね返しスピーカー	台	930
14		移動型スピーカー	台	930
15		アンプセット	式	930
16		効果装置 (エフェクター)	式	1,030
17		カセットテープデッキ	台	930
18		C D プレーヤー	台	930
19		C D レコーダー	台	930
20		デジタルオーディオテープデッキ	台	930
21		M D レコーダー	台	930
22		3 点吊りマイク装置	式	1,030
23		マイク	本	830
24		ワイヤレスマイク	本	1,250
25		マイクスタンド	本	100
26		録音装置	式	6,170
27		パワードミキサー	台	1,250
28	照明器具	調光操作卓	台	3,760
29		リモコンスポットライト	台	300
30		スポットライト 500W	台	200
31		スポットライト 1KW	台	300
32		スポットライト 1.5KW	台	410
33		フォロースポットライト	台	830
34		ローアーホリゾントライト	台	1,670
35		カラーフィルター	枚	80
36	楽器	グランドピアノ (スタインウェイ)	台	10,570
37		グランドピアノ (ヤマハ S 6)	台	2,820

番号	区分	舞台器具等の名称	単位	利用料金 (1回当たり)
38	楽器	グランドピアノ（ヤマハC5）	台	1,250
39		グランドピアノ（ヤマハG2）	台	1,250
40		アップライトピアノ	台	510
41		ティンパニー	台	200
42		コンサートバスドラム	台	200
43		ドラムセット	台	510
44		トムトム（スタンド付）	台	100
45		コンガ（スタンド付）	台	50
46		マリンバ	台	410
47		ビブラフォン	台	300
48		シロフォン	台	200
49		グロッケン（スタンド付）	台	100
50		シンバル	台	50
51		銅鑼（スタンド付）	台	200
52		チューブラベル	台	410
53		チェロ	台	100
54		コントラバス	台	200
55		その他の小物楽器	台	50
56	その他器具	デジタルカメラ	台	100
57		デジタルビデオカメラ	台	100
58		テレビ29型	台	50
59		ビデオデッキ	台	50
60		C Dダブルラジカセ	台	50
61		O H P	式	930
62		レーザーポインター	台	50
63		イーゼル	台	50
64		チェーンソー	台	50
65		ディスクグラインダー	台	50
66		金工、木工台、万力	台	100
67		工具セット	式	50
68		スライドプロジェクター	台	620
69		スクリーン	台	1,150
70		展示パネル	枚	50
71		一眼レフカメラ	台	100
72		自動現像機	式	200
73		ペーパープロセッサー	台	200
74		引伸機	式	200
75		引伸用イーゼル	台	50

番号	区分	舞台器具等の名称	単位	利用料金 (1回当たり)
76	その他器具	ストロボ	式	620
77		電子アナライザー	台	50
78		露出フレーム	台	50
79		ライトテーブル	台	50
80		露出計	台	50
81		三脚	台	50
82		撮影用フレームユニット	台	50
83		フォトボックス	台	50
84		自転車	台	50
85	持込電気器具用電気料金		kw/H	40

- 1 利用料金は、午前（9時～12時）、午後（13時～17時）、夜間（18時～22時）、深夜（23時～翌日の8時）をそれぞれ1回として計算します。
- 2 持込電気器具用電気料金については、1時間当たりの金額とします。この場合、消費電力に1kw未満の端数があるとき、又はその消費電力が1kw未満であるときは、その端数の消費電力は1kwとして計算します。

《参考資料7》

利用料金の減額・減免の基準及びその状況

1 減額の基準

減額の事由	施設名	減額率
(1) 児童、生徒若しくは学生（学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校の児童、生徒及び学生をいう。）が使用する場合 (2) 芸術の振興を目的とする公共的団体が営利若しくは宣伝を目的としない芸術に関する活動に使用する場合 ※「公共的団体」とは、以下のいずれかに該当する団体です。 ・県内に所在する公益法人（構成団体を含む） ・県内に所在するNPO法人（構成団体を含む） ・県内の複数市町村において、広域的に活動を行う非営利団体	・コンサートホール ・パフォーマンスステージ ・野外劇場 ・研修室 ・練習室 ・スタジオ ・ギャラリー ・暗室	50%
準備のために使用する場合	・コンサートホール ・パフォーマンスステージ ・野外劇場 ・研修室 ・ギャラリー	50%

2 減免の基準

減免の事由	施設名	減免率
指定管理者が、公益上特に必要がある認めるときその他特別の理由があると認めるとき ※公益上特に必要がある認めるときその他特別の理由があると認めるときとは、概ね以下のような場合です。 ○文化の振興を目的とし、営利若しくは宣伝を目的としない活動で、次のいずれかに該当する場合 ・市町村が主催（市町村が参画する実行委員会による場合も含む）、共催若しくは後援する催物 ・障害者が使用する場合 ・幼稚園又は保育所の幼児が教育上使用する場合 ・施設の管理法人が行う催物 ○県の主催（県が参画する実行委員会による場合も含む）、共催、後援する催物	・コンサートホール ・パフォーマンスステージ ・野外劇場 ・研修室 ・練習室 ・スタジオ ・ギャラリー ・暗室	50%

《参考資料8》

管理体制の状況

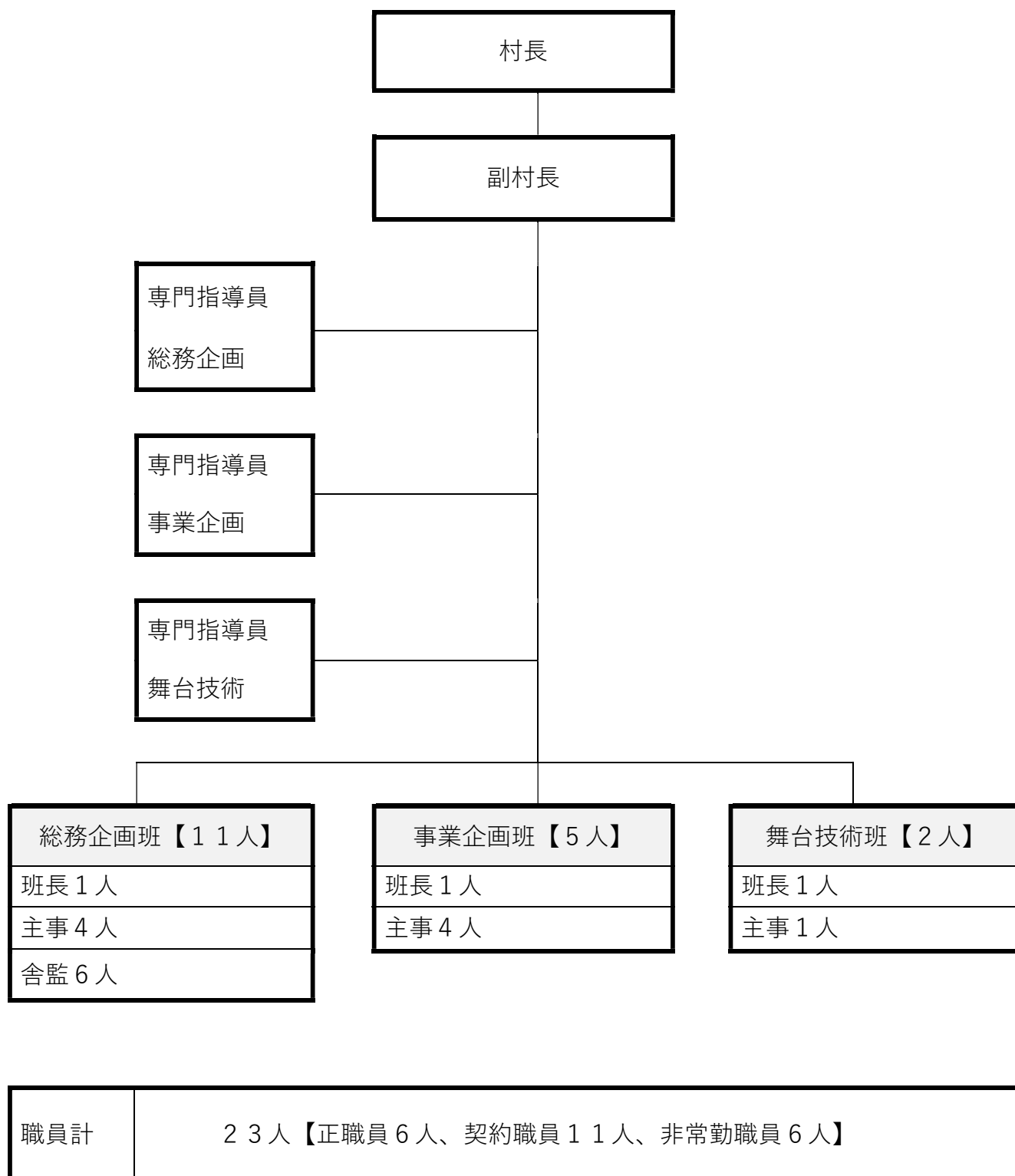
	文化事業 (コンサートホール使用時)			貸館事業 (コンサートホール使用時)			事業のない日		
	午前 8:30～	午後	夜間 ～19:00	午前 8:30～	午後	夜間 ～19:00	午前 8:30～	午後	夜間 ～19:00
責任者 (正規職員) 2人 (嘱託職員) 2人	2 2	2 2	1 1	2 2	2 2	1 1	2 2	2 2	
内訳 管理 2人 貸館 1人 文化 1人	2 1 1	2 1 1	1 1 1	2 1 1	2 1 1	1 1 1	2 1 1	2 1 1	
貸館事業部門 (正規職員) 1人 (嘱託職員) 4人 (舎監) 6人	1 4 1	1 4 1	1 4 2	1 4 1	1 4 1	1 4 2	1 4 1	1 4 1	1 2
文化事業部門 (正規職員) 1人 (嘱託職員) 4人	1 4	1 4	1 4	1 4	1 4		1 4	1 4	1
舞台技術 (正規職員) 1人 (嘱託職員) 2人	1 2	1 2	1 2	1 1	1 1	1 1	1	1	
清掃 (委託職員) 3人	3	3		3	3		3	3	
設備運転・監視 (委託職員) 1人	1	1	1	1	1	1	1	1	
食堂 (委託職員) 2人 (非常駐職員) 1人	2 1	2 1	2 1	2 1	2 1	2 1	2 1	2 1	
(正規職員) 5人 (嘱託職員) 12人 (舎監) 6人 (委託職員) 6人 (非常駐職員) 1人 計 30人	5 12 1 6 1 25	5 12 1 6 1 25	5 12 2 3 1 23	5 11 1 6 1 24	5 11 1 6 1 24	3 6 2 3 1 15	5 10 1 6 1 23	5 10 1 6 1 23	1 1 2 4

※1 正規職員と嘱託職員の13人が、8時30分～19時の間で変則勤務体制をとっている。19時以降の貸館利用者への対応は舎監が担当

※2 舎監は、6人が2交代制で勤務（日勤7:30～17:30/1人体制、夜勤17:00～7:30、18:00～8:30/2名体制）

※3 上記の人員配置は、公演等の内容や実施時間、施設の利用状況、部門間の業務補完等により増減する。

現在の管理体制



《参考資料9》

リスク分 担 表

項 目	内 容 等	損失の負担	
		県・市	指 定 管理者
物 価 の 変 動	管理運営費に係る物価水準の上昇		○
金 利 の 変 動	金利の変動に伴う資金調達コストの増加等		○
税 制 の 改 正	①施設の設置や管理運営の根幹に影響が及ぶもの	○	
	②施設の管理運営の業務一般に関するもの		○
関 連 法 令 の 改 正	①施設の設置基準・管理基準に関するもの	○	
	②施設の管理運営の業務一般に関するもの		○
施設利用度の低下	施設の利用度が当初の想定を下回ったことによる利用料金収入の減少（管理運営の中断による場合を除く。）		○
施設（設備）の損傷 損失には、修繕工 事期間中のサービ ス提供に必要な施 設の仮設経費等を 含む。	①不可抗力（県及び指定管理者のいずれの責めにも帰しが たい暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、 火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象）に よるもの	○	△ (軽微)
	②管理の瑕疵から生ずるもの		○
	③日常的（小規模）修繕で修復できるもの （①及び②の場合を除く。）		○
	④大規模修繕（1件当たりの所要額が100万円以上もの） 又は改修を要するもの（①及び②の場合を除く。）	○	
備 品 の 損 傷	①県貸与備品に係る不可抗力又は経年劣化によるもの	○	
	②県貸与備品に係る管理の瑕疵から生ずるもの		○
	③管理運営経費の中で指定管理者が取得した備品に係るもの （所有は指定管理者に帰属）		○
支 払 の 遅 延	①県から指定管理者への指定管理料の支払遅延による新たな 資金調達の発生（美祢市から指定管理者への指定管理料の 支払遅延の場合は、美祢市が損失負担）	○	
	②指定管理者から業者への経費の支払遅延による延滞金、違 約金等の発生		○
周辺地域・住民及び 施設利用者への対応	①周辺地域との協調に関するもの		○
	②施設の管理運営に対する利用者や地域住民からの要望、 苦情、反対、訴訟への対応に関するもの		○
	③その他	○	

項 目	内 容 等	損失の負担	
		県・市	指 定 管理者
指定管理者が行う 自主事業との関係	①指定管理者が付带的に行う自主事業に起因して施設の管理運営に生ずる損失		○
	②施設（設備）の損傷、管理運営に係る事故等により指定管理者が付带的に行う自主事業に生じる損失		○
個 人 情 報 の 漏 洩	①県の指示若しくは指導の不備又は錯誤によるもの	○	
	②指定管理者として講ずべき措置の不備又は錯誤、指定管理者の職員の不法行為等によるもの		○
管理運営に係る事故 損失には、事故の発生に伴う施設又は管理運営の改善に要する経費等を含む。	①施設の設置の瑕疵から生ずるもの	○	
	②施設の管理の瑕疵から生ずるもの		○
	③管理運営業務において指定管理者の責めに帰すべき事由により生ずるもの （自動車の運行による事故、生産物の瑕疵による事故、利用者からの預かり金品の毀損・紛失等）		○
	④その他	○	
第 三 者 へ の 賠 償 指定管理者による損失の負担は、国家賠償法の規定に基づき、県が賠償を行い、指定管理者に対して求償権を行使する場合を含む。	①施設の設置の瑕疵から生ずる損害に対するもの	○	
	②施設の管理の瑕疵から生ずる損害に対するもの		○
	③管理運営業務において指定管理者の責めに帰すべき事由により生ずる損害に対するもの		○
	④県が実施する修繕又は当該修繕の瑕疵から生ずる損害に対するもの	○	
	⑤指定管理者が実施する修繕又は当該修繕の瑕疵から生ずる損害に対するもの		○
	⑥その他	○	
保 険 へ の 加 入	①施設の設置に関するもの（火災共済保険）	○	
	②施設の管理に関するもの（施設賠償責任保険等）		○
	③管理運営業務に関するもの（利用者に係る保険等）		○
業 務 内 容 の 変 更	①県の事情によるもの	○	
	②指定管理者の事情によるもの		○
管 理 運 営 の 中 断	①不可抗力によるもの	○	
	②サービスの提供に不可欠な人材、原材料等の入手が困難となったことによるもの		○

項 目	内 容 等	損失の負担	
		県・市	指 定 管理者
管 理 運 営 の 中 断	③関係法令の変更によるもの		原因となった 各項目に係る リスク分担の 区分による。
	④施設（設備）の損傷によるもの		
	⑤管理運営に係る事故によるもの		
業務の終了又は廃止	業務の終了又は廃止に伴う指定管理者の撤収等の経費		○
そ の 他	①県の責めに帰すべき事由によるもの	○	
	②指定管理者の責めに帰すべき事由によるもの		○

《参考資料 10》

施設賠償保険の加入状況

◇ 公立文化施設賠償責任保険

区 分		支払限度額	
施設管理責任	人身事故	1 事故あたり	30億円
		1 名あたり	3億円
		人格権侵害事故 (1 事故・期間中)	100万円
	財物事故	1 事故あたり	2,000万円
		物理的損壊を伴わない第三者財物使用不能損害 (1 事故あたり)	2,000万円
受託物管理責任	財物事故	1 事故あたり	3,000万円

区 分		被災者 1 名あたりの限度額
被災者対応費用補償	被災者 1 名あたり	100万円
傷害見舞費用補償	死亡見舞補償	50万円
	後遺障害見舞費用	後遺障害の程度に応じて50万円 ～2万円
	入院見舞費用	入院日数に応じて10万円～2万円
	通院見舞費用	通院日数に応じて5万円～1万円

《参考資料 11》

指定管理者個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 乙は、この協定に係る公の施設の管理の業務（以下「管理業務」という。）の実施に当っては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び以下の事項を遵守し、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（秘密の保持）

第2 乙は、管理業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、又は指定管理者の指定が取り消された後においても、同様とする。

（取得の制限）

第3 乙は、管理業務を実施するために取得する個人情報については、管理業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

（目的外利用及び提供の禁止）

第4 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、管理業務に関して知り得た個人情報を公の施設の管理の目的以外のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

（適正管理）

第5 乙は、管理業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のため、アクセス制限の設定、個人情報が記録されている媒体の管理その他の必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、前項の個人情報の管理に当たっては、管理責任者を定め、内部における責任体制を確保しなければならない。

3 乙は、管理業務の従事者に対して、その在職中であると職を退いた後であるかを問わず、管理業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

（派遣労働者等の利用時の措置）

第6 乙は、管理業務を派遣労働者、契約社員その他正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に、この協定に基づく個人情報の取扱いに関する一切の義務を遵守させるものとする。

2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（複写・複製等の禁止）

第7 乙は、甲の指示又は承認がある場合を除き、管理業務を実施するために甲から引き渡された個人情報記録された資料等の複写、複製、又は持ち出しを行ってはならない。

（再委託の禁止）

第8 乙は、管理業務を実施するための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲の承認があるときを除き、第三者にその取扱いを委託（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）に委託する場合を含む。）又はこれに類する行為（以下「再委託」という。）をしてはならない。

2 乙は、前項の承認を得て再委託をする場合には、再委託先に対し、甲及び乙と同様の安全管理措置を講じなければならないことを周知するとともに、この協定に基づく個人情報の取扱いに関する一切の義務を遵守させるものとする。

（再委託に係る連帯責任）

第9 乙は、再委託先の行為について、再委託先と連帯してその責任を負うものとする。

（再委託の相手方に対する管理及び監督）

第10 乙は、再委託をする場合には、再委託をする業務における個人情報の適正な取扱いを確保するため、再委託先に対し適切な管理及び監督をするとともに、甲から求められたときは、その管理及び監督状況を報告しなければならない。

（返還、廃棄又は消去）

第11 乙は、管理業務を実施するために甲から引き渡され、又は乙自らが取得し、若しくは作成した個人情報記録された資料等について、指定管理者の指定の期間が満了し、又は指定管理者の指定が取り消されたときは、直ちに甲の指示に基づいて返還、廃棄、消去、又は新たに指定管理者となるものに引き継がなければならない。

2 乙は、前項の資料等を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

（遵守状況に関する報告）

第12 乙は、甲からこの特記事項の遵守状況について報告を求められた場合には、直ちにその状況を甲に報告しなければならない。

（監査等）

第13 甲は、管理業務の実施に伴う個人情報の取扱いについて、この特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙及び再委託先に対して、監査、実地検査又は調査（以下「監査等」という。）を行うことができる。乙及び再委託先は、合理的事由のある場合を除き、甲又は甲の指定した者の行う監査等に協力しなければならない。

- 2 甲は、前項の目的を達成するため、乙及び再委託先に対して必要な情報を求め、又は管理業務の実施に関して必要な指示をすることができる。

(事故発生時における報告等)

第 14 乙は、管理業務に関し個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の個人情報の安全の確保に係る事態が発生し、又は発生するおそれのあること（再委託先により発生し、又は発生するおそれがある場合を含む。）を知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示のもとセキュリティ上の補完、情報の修復等の措置をとるとともに再発防止の措置を講じなければならない。

- 2 甲は、前項の事態が発生した場合には、個人情報の取扱いの態様、損害の発生状況等を勘案し、乙及び再委託先の名称等の必要な事項を公表することができる。

(指定の取消し及び損害の賠償)

第 15 甲は、乙がこの特記事項に定める義務を履行しない場合又は法令に違反した場合には、指定管理者の指定を取り消すことができる。

- 2 乙は、この特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者が損害を被った場合には、その損害を賠償しなければならない。

《参考資料 1 2》

○山口県芸術村条例

平成十年六月三十日
山口県条例第二十三号

山口県芸術村条例をここに公布する。

山口県芸術村条例

(設置)

第一条 芸術の創造を図るための活動を支援し、もって芸術に係る人材の育成及び交流の促進に資するため、芸術村を設置する。

(名称及び位置)

第二条 芸術村の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
秋吉台国際芸術村	美祢市

(平一九条例四七・一部改正)

(業務)

第三条 秋吉台国際芸術村(以下「芸術村」という。)は、次に掲げる業務を行う。

- 一 芸術に関する創造的活動の機会の提供に関すること。
- 二 芸術に関する講習に関すること。
- 三 芸術に関する情報及び資料の収集及び提供に関すること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、芸術に係る人材の育成及び交流の促進に資するために必要な業務に関すること。

(平一七条例六三・追加)

(開館日)

第四条 芸術村は、十二月二十九日から翌年の一月三日までの日を除き、毎日開館する。

2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項に掲げる日に開館し、又は臨時に閉館することができる。

(平一七条例六三・追加)

(開館時間)

第五条 芸術村の開館時間は、午前零時から午後十二時までとする。

2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項の開館時間を短縮することができる。

(平一七条例六三・追加)

(使用の許可)

第六条 芸術村の施設のうち次に掲げるものを使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 一 コンサートホール
- 二 パフォーマンスステージ
- 三 野外劇場
- 四 研修室
- 五 練習室
- 六 スタジオ
- 七 ギャラリー
- 八 楽屋
- 九 主催者控室
- 十 暗室
- 十一 宿泊室

(平一七条例六三・旧第三条繰下・一部改正)

(許可の制限)

第七条 知事は、前条の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可をしてはならない。

- 一 公益を害するおそれがあると認められるとき。
- 二 芸術村の管理上支障があると認められるとき。

(平一七条例六三・追加)

(許可の取消し等)

第八条 知事は、第六条の許可を受けた者又は芸術村の施設のうち同条各号に掲げるもの以外のものを使用する者(以下「使用者」と総称する。)が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又はその使用を拒むことができる。

- 一 この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- 二 知事の指示に従わないとき。

(平一七条例六三・旧第四条繰下・一部改正)

(弁償)

第九条 使用者は、芸術村の施設又は器材器具を損傷し、又は亡失したときは、知事の指示に従い、その負担においてこれを補てんし、若しくは修理し、又は金銭をもってその損害を弁償しなければならない。ただし、知事がやむを得ない理由があると認めるときは、弁償金額の全部又は一部を免除することができる。

(平一七条例六三・旧第五条繰下)

(指定管理者による管理)

第十条 芸術村の管理に関する事務のうち、次に掲げる事務は、法人その他の団体であつて知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

- 一 第三条各号に掲げる業務に関すること。
 - 二 第四条第二項の規定により、同条第一項に掲げる日に開館し、又は臨時に閉館すること。
 - 三 第五条第二項の規定により、同条第一項の開館時間を短縮すること。
 - 四 第六条の許可をすること。
 - 五 第八条の規定により、施設の使用の許可を取り消し、又はその使用を拒むこと。
 - 六 施設及び設備の維持管理に関すること。
- 2 指定管理者は、前項第二号の規定により第四条第一項に掲げる日に開館し、又は臨時に閉館する場合には、知事の承認を得なければならない。
 - 3 指定管理者は、第一項第三号の規定により第五条第一項の開館時間を短縮する場合に、知事の承認を得なければならない。
 - 4 指定管理者が芸術村の管理に関する事務を行う場合における第七条及び第八条第二号の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。
(平一七条例六三・追加)

(指定管理者の指定)

- 第十一条 知事は、前条第一項の規定による指定を受けようとする法人その他の団体を公募するものとする。
- 2 前項の規定による公募は、規則で定めるところにより、応募の時期及び方法等について公告して行うものとする。
 - 3 第一項の規定による公募に応じようとするもの(以下「応募者」という。)は、規則で定めるところにより、芸術村の管理に係る事業計画書(以下「事業計画書」という。)に規則で定める書類を添えて、知事に提出しなければならない。
 - 4 知事は、前項の規定による応募があったときは、次に掲げる基準によって、その応募を審査しなければならない。
 - 一 事業計画書の内容が、芸術村を使用しようとする者の平等な使用を確保することができるものであること。
 - 二 事業計画書の内容が、芸術村の効用を十分に発揮するとともに、芸術村の管理に係る経費の縮減を図ることができるものであること。
 - 三 応募者が、事業計画書に沿った管理を安定して行うために必要な人的体制及び経済的基礎を有するものであること。
 - 5 知事は、前項に規定する審査を行ったときは、遅滞なく、理由を付してその結果を公表するものとする。
 - 6 知事は、第四項に規定する審査の結果、応募者のうち芸術村の管理を最も適切に行うことができると認めるものについて、前条第一項の規定による指定をするものとする。
 - 7 知事は、前各項の規定によることが困難又は不適当な場合その他特別な事情がある場合には、これらの規定によらないで、前条第一項の規定による指定をすることができる。
 - 8 知事は、前条第一項の規定による指定をしたときは、規則で定めるところにより、その旨を公示するものとする。
(平一七条例六三・追加)

(指定管理者が講ずべき措置)

第十二条 知事は、第十条第一項の規定による指定をするときは、個人情報(山口県個人情報保護条例(平成十三年山口県条例第四十三号)第二条第一項に規定する個人情報(第十条第一項各号に掲げる事務に係るものに限る。))をいう。)の適正な取扱いを確保するために当該指定管理者が講ずべき措置を明らかにしてしなければならない。

(平一七条例六三・追加)

(利用料金)

第十三条 第六条各号に掲げる施設の使用に係る料金(以下「利用料金」という。)は、指定管理者にその収入として収受させる。

2 利用料金は、別表第一に掲げる基準額に十分の八を乗じて得た額から当該基準額に十分の十二を乗じて得た額までの範囲内の額で指定管理者が定める額と別表第二に掲げる金額を合算した額とする。

3 指定管理者は、公益上特に必要があると認めるときその他特別の理由があると認めるときは、利用料金を減免することができる。

(平一七条例六三・旧第七条繰下・一部改正)

(知事による管理の業務の実施)

第十四条 知事は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第十一項の規定により指定管理者の指定を取り消し若しくは期間を定めて芸術村の管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合又は指定管理者が天災その他の事由により芸術村の管理の業務の全部若しくは一部を実施することが困難となった場合において、必要があると認めるときは、第十条第一項の規定にかかわらず、芸術村の管理の業務の全部又は一部を自ら行うものとする。この場合において、利用料金を指定管理者にその収入として収受させることが適当でないと認められるときは、県は、前条第一項の規定にかかわらず、山口県使用料手数料条例(昭和三十一年山口県条例第一号)の規定の例により、第六条各号に掲げる施設の使用につき、別表第一に掲げる基準額に相当する額と別表第二に掲げる金額を合算した額の使用料を徴収する。

(平一七条例六三・追加)

(その他)

第十五条 この条例に定めるもののほか、芸術村の管理について必要な事項は、知事が定める。

(平一七条例六三・旧第八条繰下)

附 則

この条例は、平成十年八月二十五日から施行する。

附 則(平成一七年条例第六三号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の次に三条を加える改正規定(第三条に係る部分に限る。)は、平成十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の山口県芸術村条例(以下「改正前の条例」という。)第六条の規定に基づき委託している芸術村の管理に関する事務及び改正前の条例第七条第一項の規定に基づき財団にその収入として収受させている利用料金については、平成十八年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

附 則(平成一九年条例第四七号)

この条例は、平成二十年三月二十一日から施行する。

附 則(平成二六年条例第一〇号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則(平成三一年条例第一一号)抄

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。

別表第一(第十三条、第十四条関係)

(平一七条例六三・平二六条例一〇・平三一条例一一・一部改正)

項	施設の名称	区分	単位	基準額
一	コンサートホール	専用使用	午前九時から正午まで	七千三百三十円
			午後一時から午後五時まで	一万千円
			午後六時から午後十時まで	一万四千六百六十円
			午後十一時から翌日の午前八時まで	一万六千五百円
			午前九時から午後五時まで	一万八千三百三十円
			午後一時から午後十時まで	二万五千六百六十円
			午前九時から午後十時まで	三万二千九百九十円
			延長料一時間に	三千六百六十円

			つき	
		器具の使用	一点又は一組一回につき	一万五百七十円の範囲内で知事が定める額
		備考 専用使用の場合の利用料金の基準額の計算については、次に定めるところによる。 (一) 「延長料」とは、許可使用時間を超えて使用した部分に対する利用料金をいい、当該許可使用時間を超えて使用した時間に一時間未満の端数があるとき、又はその時間が一時間未満であるときは、その端数の時間は、一時間として計算する。 (二) 児童、生徒若しくは学生(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する学校の児童、生徒及び学生をいう。)が使用する場合又は芸術の振興を目的とする公共的団体が営利若しくは宣伝を目的としない芸術に関する活動に使用する場合の利用料金の基準額は、前記の利用料金の基準額の半額とする。 (三) 入場料その他これに類する料金(以下「入場料等」という。)を徴収する場合の利用料金の基準額は、前記の利用料金の基準額に次に掲げる入場料等の最高額の区分に応じそれぞれ次に掲げる割合を乗じて得た額を当該利用料金の基準額に加算した額とする。 1 千円以上二千円未満 百分の七十 2 二千円以上三千円未満 百分の百 3 三千円以上 百分の百五十 (四) 準備のために使用する場合の利用料金の基準額は、前記の利用料金の基準額の半額とする。		
二	パフォーマンス ステージ	専用使用	午前九時から正午まで	二千三百円
			午後一時から午後五時まで	三千四百五十円
			午後六時から午後十時まで	四千六百円
			午後十一時から翌日の午前八時まで	五千百八十円
			午前九時から午後五時まで	五千七百五十円
			午後一時から午後十時まで	八千五十円
			午前九時から午	一万三百五十円

				後十時まで	
				延長料一時間に つき	千百五十円
		器具の使用		一点又は一組一 回につき	一万五百七十円 の範囲内で知事 が定める額
		備考 一の項の備考は、専用使用の場合に準用する。			
三	野外劇場	専用使用		午前九時から正 午まで	三千三百五十円
				午後一時から午 後五時まで	五千二十円
				午後六時から午 後十時まで	六千七百円
				午後十一時から 翌日の午前八時 まで	七千五百三十円
				午前九時から午 後五時まで	八千三百七十円
				午後一時から午 後十時まで	一万千七百二十 円
				午前九時から午 後十時まで	一万五千七十円
				延長料一時間に つき	千六百七十円
		器具の使用		一点又は一組一 回につき	二千八百二十円 の範囲内で知事 が定める額
		備考 一の項の備考は、専用使用の場合に準用する。			
四	研修室	専用使用	大研修室	午前九時から正 午まで	二千八十円
				午後一時から午 後五時まで	二千八百二十円
				午後六時から午 後十時まで	三千五百五十円
				午後十一時から 翌日の午前八時 まで	四千元

				午前九時から午後五時まで	四千九百円	
				午後一時から午後十時まで	六千三百七十円	
				午前九時から午後十時まで	八千四百五十円	
				延長料一時間につき	八百八十円	
			小研修室	午前九時から正午まで	千二百五十円	
				午後一時から午後五時まで	千六百七十円	
				午後六時から午後十時まで	二千八十円	
				午後十一時から翌日の午前八時まで	二千三百五十円	
				午前九時から午後五時まで	二千九百二十円	
				午後一時から午後十時まで	三千七百五十円	
			午前九時から午後十時まで	五千円		
			延長料一時間につき	五百十円		
			器具の使用		一点又は一組一回につき	二千八百二十円 の範囲内で知事が定める額
			備考 一の項の備考は、専用使用の場合に準用する。			
五	練習室	専用使用	午前九時から正午まで	三百円		
			午後一時から午後五時まで	四百十円		
			午後六時から午後十時まで	五百十円		
			午後十一時から翌日の午前八時まで	六百十円		

			午前九時から午後五時まで	七百十円
			午後一時から午後十時まで	九百二十円
			午前九時から午後十時まで	千二百二十円
			延長料一時間につき	百三十円
		器具の使用	一点又は一組一回につき	二千八百二十円 の範囲内で知事が定める額
備考 一の項の備考の(一)及び(二)は、専用使用の場合に準用する。				
六	スタジオ	専用使用	午前九時から正午まで	七百三十円
			午後一時から午後五時まで	九百三十円
			午後六時から午後十時まで	千二百五十円
			午後十一時から翌日の午前八時まで	千四百円
			午前九時から午後五時まで	千六百六十円
			午後一時から午後十時まで	二千百八十円
			午前九時から午後十時まで	二千九百十円
			延長料一時間につき	三百円
		器具の使用	一点又は一組一回につき	千百五十円の範囲内で知事が定める額
		備考 一の項の備考の(一)及び(二)は、専用使用の場合に準用する。		
七	ギャラリー	専用使用	午前九時から正午まで	三千五百五十円
			午後一時から午後五時まで	四千八百十円

				午後六時から午後十時まで	六千七十円
				午後十一時から翌日の午前八時まで	六千八百三十円
				午前九時から午後五時まで	八千三百六十円
				午後一時から午後十時まで	一万八百八十円
				午前九時から午後十時まで	一万四千四百三十円
				延長料一時間につき	千五百十円
				備考 一　ギャラリーの一部を使用する場合の利用料金の基準額は、当該使用する部分の面積に応じ、知事が定める額とする。 二　一の項の備考の(一)、(二)及び(四)は、この場合に準用する。	
				八	楽屋
午後一時から午後五時まで	九百三十円				
午後六時から午後十時まで	千二百五十円				
午後十一時から翌日の午前八時まで	千四百円				
午前九時から午後五時まで	千六百六十円				
午後一時から午後十時まで	二千百八十円				
午前九時から午後十時まで	二千九百十円				
延長料一時間につき	三百円				
小楽屋	午前九時から正午まで	四百十円			
	午後一時から午後五時まで	五百十円			
	午後六時から午	七百三十円			

				後十時まで	
				午後十一時から 翌日の午前八時 まで	八百四十円
				午前九時から午 後五時まで	九百二十円
				午後一時から午 後十時まで	千二百四十円
				午前九時から午 後十時まで	千六百五十円
				延長料一時間に つき	百八十円
				備考 一の項の備考の(一)は、この場合に準用する。	
九	主催者控室	専用使用	午前九時から正 午まで	二百円	
			午後一時から午 後五時まで	三百円	
			午後六時から午 後十時まで	四百十円	
			午後十一時から 翌日の午前八時 まで	四百六十円	
			午前九時から午 後五時まで	五百円	
			午後一時から午 後十時まで	七百十円	
			午前九時から午 後十時まで	九百十円	
			延長料一時間に つき	百円	
			備考 一の項の備考の(一)は、この場合に準用する。		
十	暗室	専用使用	午前九時から正 午まで	二百円	
			午後一時から午 後五時まで	三百円	
			午後六時から午 後十時まで	四百十円	

			午後十一時から 翌日の午前八時 まで	四百六十円
			午前九時から午 後五時まで	五百円
			午後一時から午 後十時まで	七百十円
			午前九時から午 後十時まで	九百十円
			延長料一時間に つき	百円
		器具の使用	一点又は一組一 回につき	六百七十円の範 囲内で知事が定 める額
		備考 一の項の備考の(一)及び(二)は、専用使用の場合に準用する。		
十一	宿泊室	大和室	一人一日につき	三千八百七十円 の範囲内で知事 が定める額
		中和室	一人一日につき	三千三百五十円 の範囲内で知事 が定める額
		小和室	一人一日につき	三千百三十円の 範囲内で知事が 定める額
		大洋室	一人一日につき	三千七百六十円 の範囲内で知事 が定める額
		小洋室	一人一日につき	三千五百五十円 の範囲内で知事 が定める額

別表第二(第十三条、第十四条関係)
(平一七条例六三・一部改正)

項	設備の名称	単位	金額
一	電気設備	一時間につき	実費を勘案して指定管理 者が定める額

《参考資料 13》

○山口県芸術村規則

平成十年八月二十一日
山口県規則第九十四号

山口県芸術村規則をここに公布する。

山口県芸術村規則

(趣旨)

第一条 この規則は、山口県芸術村条例(平成十年山口県条例第二十三号。以下「条例」という。)に定めるもののほか、秋吉台国際芸術村(以下「芸術村」という。)の管理について必要な事項を定めるものとする。

(応募の時期及び方法等についての公告)

第二条 条例第十一条第二項の規定による公告は、次に掲げる事項について、山口県報に登載して行うものとする。

- 一 指定管理者が行う管理に関する事務の内容
- 二 指定しようとする期間
- 三 応募者に必要な資格に関する事項
- 四 応募の方法及び期間
- 五 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項
(平一七規則一〇五・全改)

(応募の手続)

第三条 条例第十一条第三項の事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 応募者の主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名
- 二 芸術村の管理に係る事業計画

2 条例第十一条第三項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- 二 法人にあつては、登記事項証明書
- 三 芸術村の管理に係る収支予算書
- 四 事業計画書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度(次号において「直前二事業年度」という。)の事業報告書又はこれらに類する書類
- 五 直前二事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類
- 六 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類
(平一七規則一〇五・全改)

(指定の公示)

第四条 条例第十一条第八項の規定による公示は、次に掲げる事項について、山口県報に

登載して行うものとする。

- 一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
 - 二 指定管理者が行う管理に関する事務の内容
 - 三 指定の期間
- (平一七規則一〇五・全改)

(遵守事項)

第五条 芸術村を使用する者(以下「使用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守し、芸術村の設置の目的に沿って、これを使用しなければならない。

- 一 芸術村の施設若しくは設備を損傷し、又はそのおそれのある行為をしないこと。
- 二 他の使用者に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- 三 前二号に掲げるもののほか、知事が芸術村の管理のため必要があると認めて定めた事項

(平一七規則一〇五・旧第六条繰上・一部改正)

(その他)

第六条 この規則に定めるもののほか、芸術村の管理について必要な事項は、別に定める。

(平一七規則一〇五・旧第七条繰上)

附 則

この規則は、平成十年八月二十五日から施行する。

附 則(平成一七年規則第一〇五号)

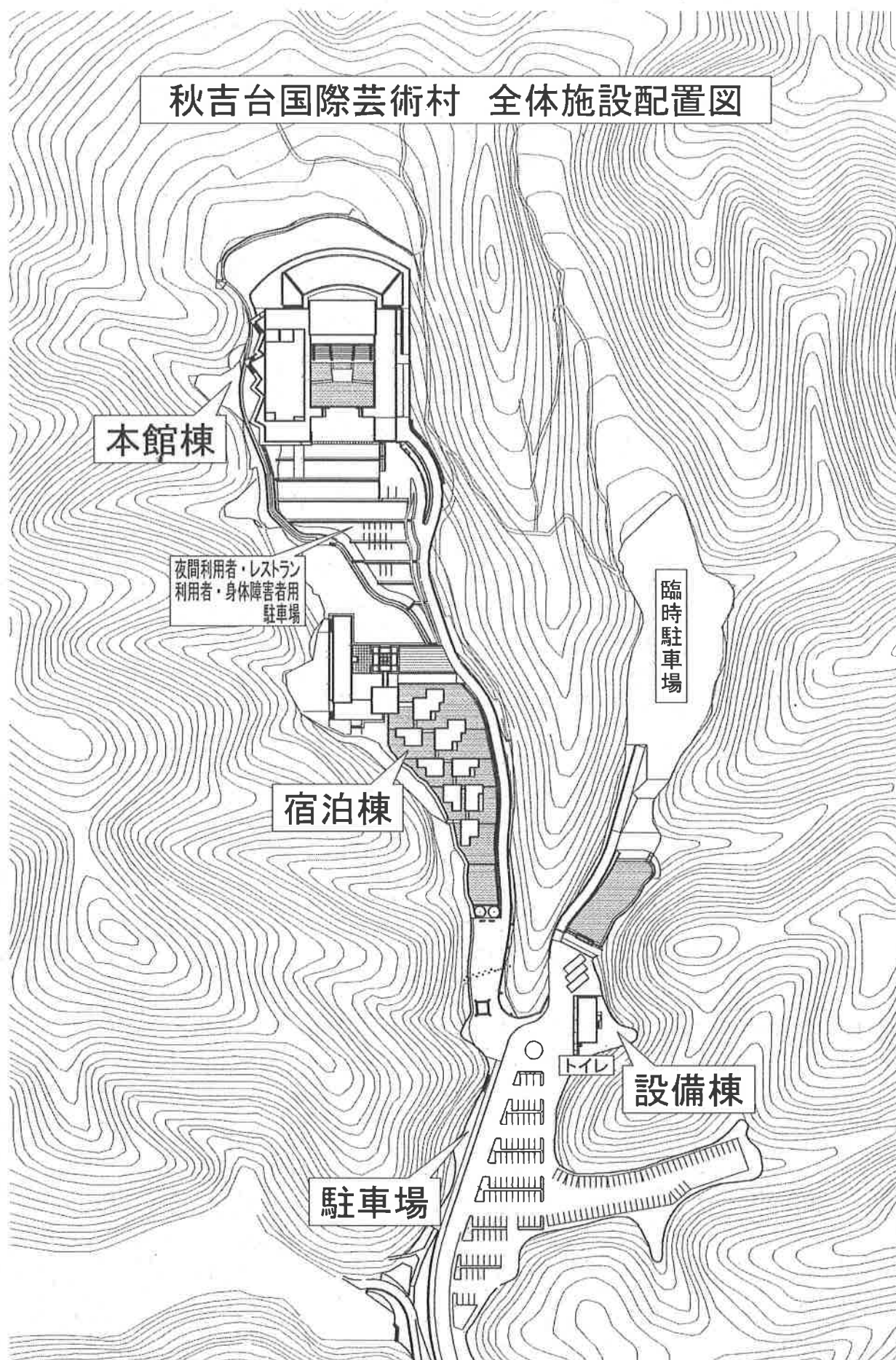
(施行期日)

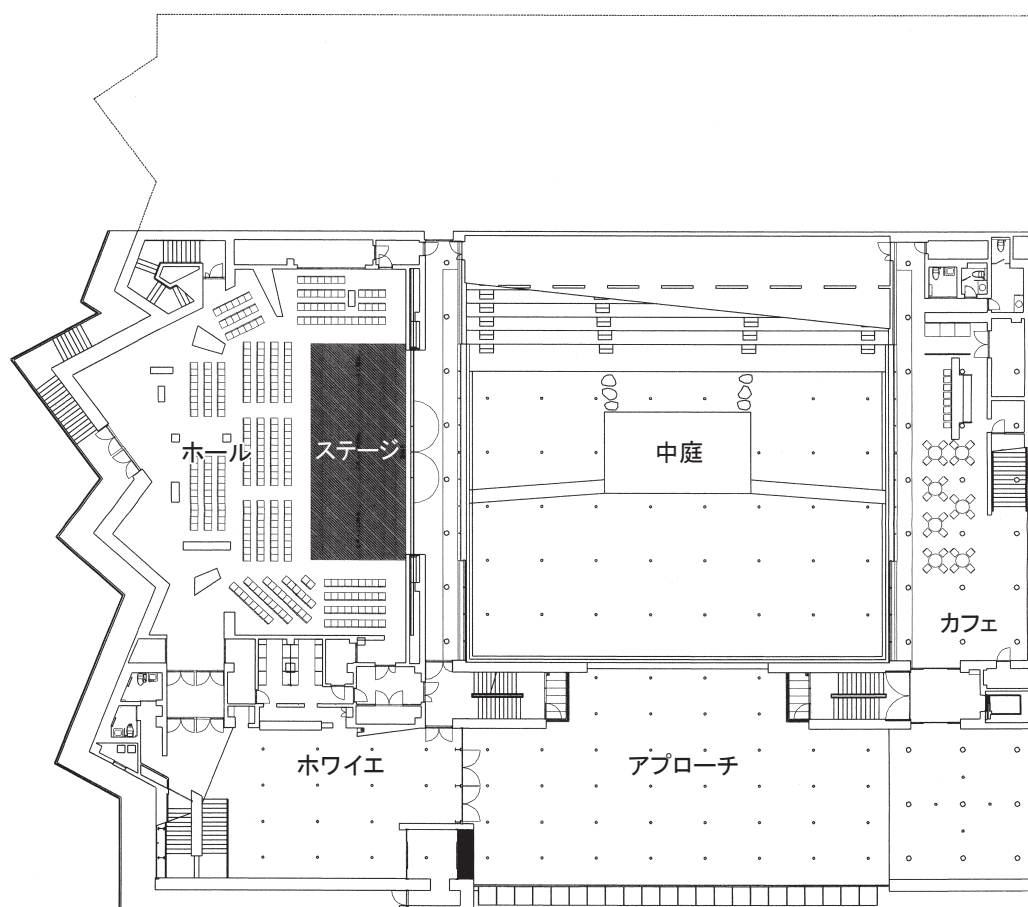
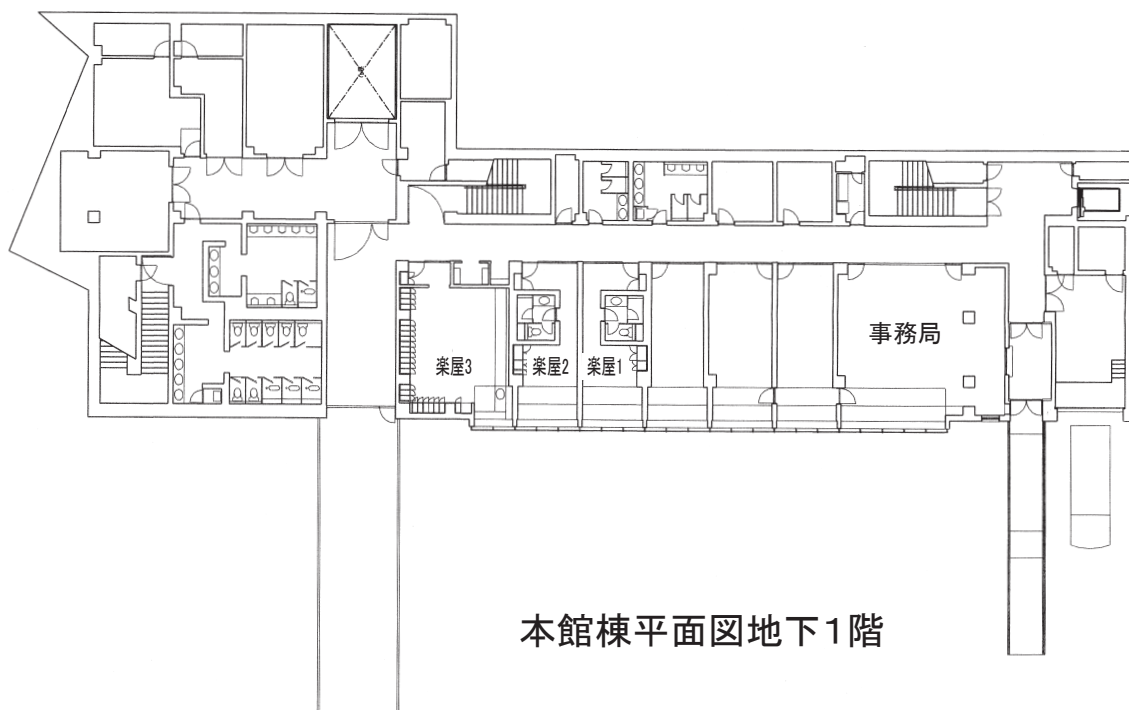
- 1 この規則は、公布の日から施行する。

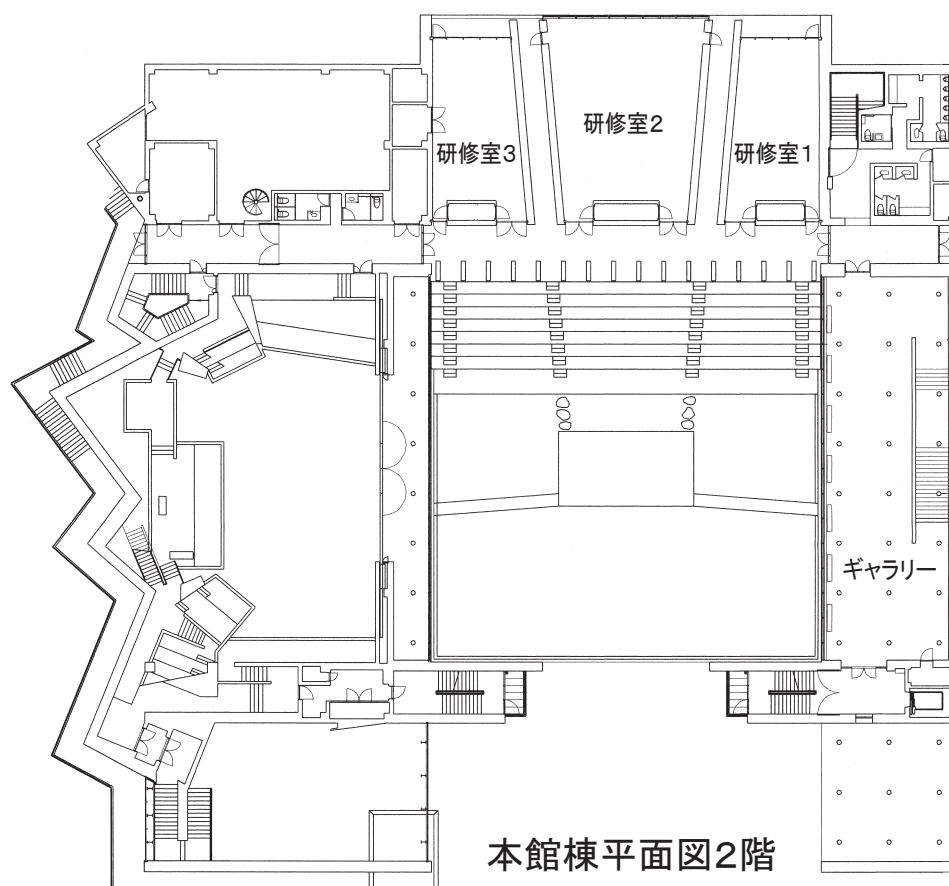
(経過措置)

- 2 この規則の施行の日から平成十八年三月三十一日までの間における山口県芸術村条例(平成十年山口県条例第二十三号)第六条の規定による許可及び当該許可を受けた事項の変更の許可については、改正後の山口県芸術村規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

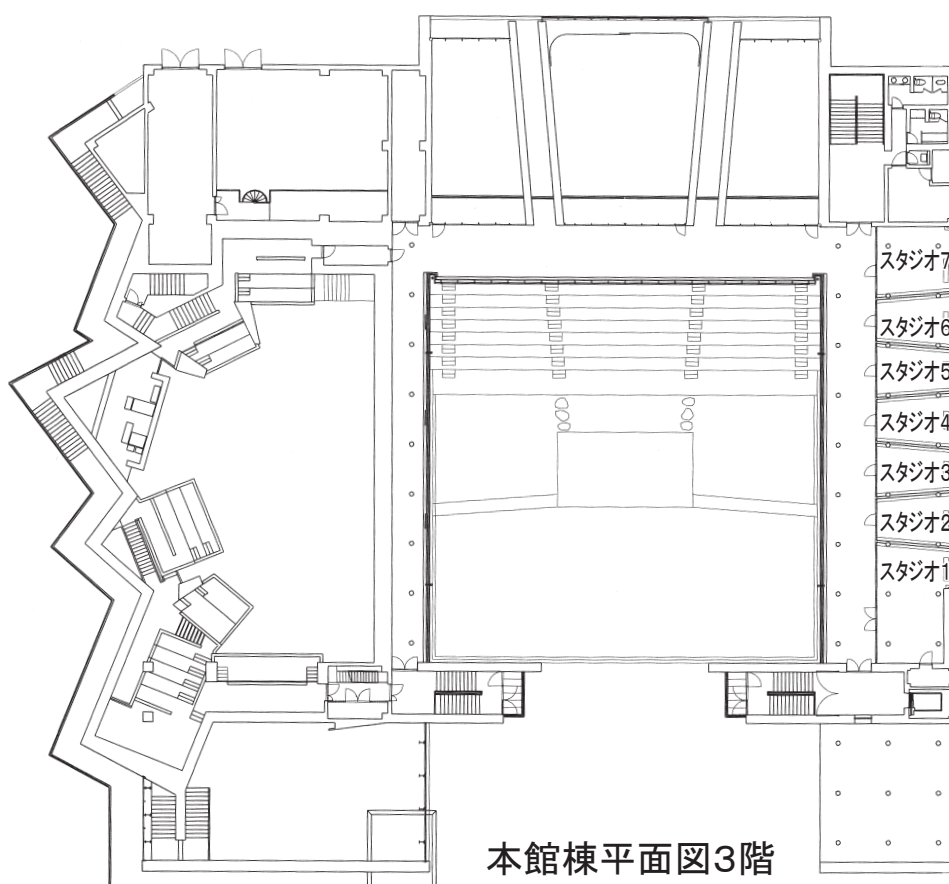
秋吉台国際芸術村 全体施設配置図







本館棟平面図2階



本館棟平面図3階

宿泊棟建物配置図

